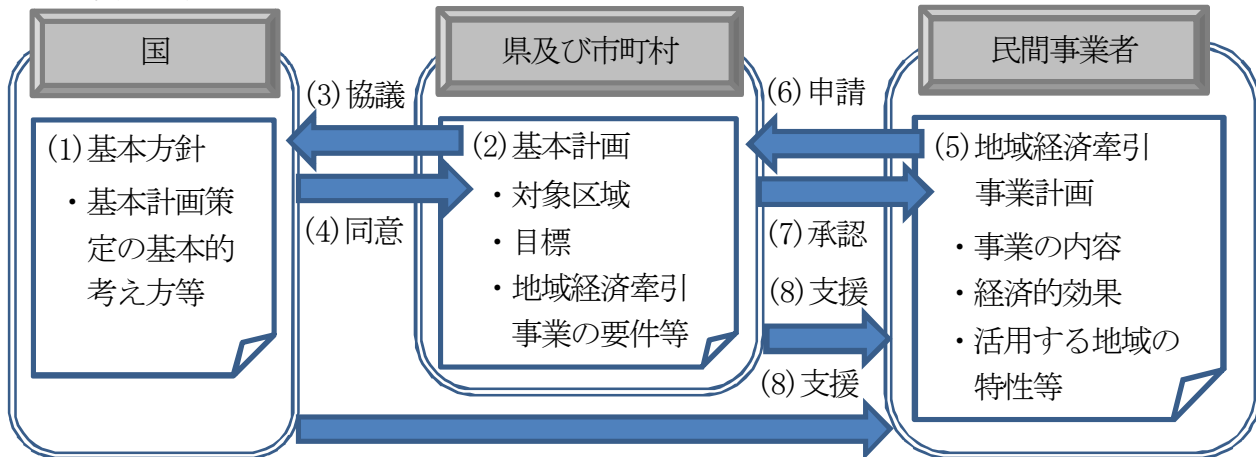


地域未来投資促進法の概要

地域未来投資促進法とは

平成 29 年 7 月 31 日に施行された「地域未来投資促進法」では、県及び市町村が策定した基本計画に基づき、地域の事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、県の承認を受けることで、先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置などの支援措置を受けることが可能となります。

<制度の概要>



主な支援措置

1 課税の特例

先進的な事業に必要な設備投資に対する減税

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	取得価額×40%	取得価額×4%
上乗せ要件を満たす場合	取得価額×50%	取得価額×5%
建物・附属設備・構築物	取得価額×20%	取得価額×2%

【課税の特例要件】 ①先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く）

具体的には、以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること

【通常類型】労働生産性の伸び率4%以上又は投資収益率5%以上

【サプライチェーン類型】・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品を製造
・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上 等

②設備投資額が2,000万円以上

③設備投資額が前年度減価償却費の10%以上

④対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと

【上乗せ要件】 ⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上

⑥労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

* サプライチェーン類型の事業は上乗せ要件の対象外

2 サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）等における審査上の加点措置

3 日本政策金融公庫による融資制度